

中村川水系河川整備基本方針

平成 13 年 10 月

青 森 県

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 中村川流域の現状

中村川は青森県の西部に位置し、その源を四兵衛森（標高641.7m）に発して、山間部を蛇行しながら流下し、松代地先にて人里に出て、川沿いに広がる水田地帯を蛇行を繰り返して北流を続け、間木地先にて右支川徳明川を合わせ、日本海に注ぐ流域面積149.0km²、幹川流路延長44.9kmの二級河川である。

流域の気象は、年間降水量約1,500mm、年平均気温は9.3℃である。

中村川の河川形状は、上流部の松代地区で川幅が20～30m程度、河床勾配が約1/50とかなり急で砂防指定地ともなっている。中流部は川幅が35～40m程度、河床勾配が約1/300とやや緩くなり、穏やかな流れとなっている。市街地となっている下流部は川幅40～50m程度、河床勾配は1/900と緩やかで感潮区間となっている。

沿川の土地は、河口付近から約1kmの区間は両岸に人家が密集しており、その上流部は耕地が広がり穀倉地帯となっている。

中村川の治水事業は、下流部を中心に浸水面積420ha、浸水戸数300戸の被害を受けた昭和33年8月洪水及び昭和35年8月洪水、昭和36年4月の融雪豪雨出水等の度重なる洪水被害を契機に本格的に始まり、昭和36年から昭和41年にかけて市街地がある河口部の6.3km区間が整備された。その後も、昭和42年9月、昭和47年7月、昭和50年7月、昭和55年4月と度重なる洪水被害を受け、中流部の改修が行われている。また、鱒ヶ沢町の市街地の拡大に伴い、河口から2.7kmを計画区間として昭和56年度から再改修に着手し、平成9年度までに鉄道橋上流1.8km区間の暫定改修を終えたものの、融雪出水時等には毎年のように洪水被害が懸念されるなど、中村川の治水安全度は依然として極めて低い状況となっている。

中村川の水は古くから利用されており、農業用水として31ヶ所の取水堰から約450haの農地に普通期で約1.40m³/s、簡易水道用水として約0.003m³/s、さらに発電用水として最大5.70m³/sの利用がある。

中村川の上流部は東側が津軽国定公園、岩木高原県立自然公園区域で、植生は主として世界遺産の白神山地から続くブナ林からなり、そこには、ニホンザル、ニホンカモシカを始めとする哺乳類や、山間部に生息するヤマセミ等の多種多様な動植物が生息・生育している。また、緑豊かな自然の中で瀬、淵、滝など多様な姿を見せる川に

は、清流を好むアメマス、ヤマメを始めとする多くの魚が生息している。

中流部は、低地部を蛇行しながら流れる川沿いに水田が広がり、段丘上には集落が散在し、それらが一体となって長閑な里山の景観を呈している。河畔はヤナギやヨシなどに覆われ、ウグイ、カジカ等の魚類やキセキレイ、カワガラスを始めとする多種多様な動植物が生息・生育している。

両岸に人家が密集する下流部は、単調で川幅が広がり、穏やかな流れにはシギなどの水鳥が生息し、ウグイ、ウキゴリなどの魚類も多く、子供たちの魚釣りとともに春の風物詩であるワカサギ漁も行われている。

河川の水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」でA類型に指定されており、現状の水質は中村橋地点においてBOD75%値が2mg/l以下と良好な水質が維持されている。

このように中村川は、上流域では豊かな自然環境を、中流域では貴重な耕地と原風景を保った里山を形成し、さらに下流域では、JR鱒ヶ沢駅、国道101号、鱒ヶ沢漁港等が集中する鱒ヶ沢町の社会・経済の中心として、地域住民と親密な係わりをもっている。

これらのことから、洪水から流域住民の生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスのとれた、安全で魅力ある川づくりが望まれている。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

中村川の河川整備は、特に鱒ヶ沢町民の生活基盤を形成している流域について、治水安全度を早急に向上させる「安心して暮らせる川づくり」が重要であるとともに、里山から河口へと続く水と緑の空間の中で織りなされてきた、人と自然との営みを守り続けるために「うるおいと安らぎの川づくり」、「豊かな水、恵みの川づくり」を基本としつつ、自然環境に配慮した河川整備を進めていかなければならない。

そのため、中村川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生の実況、河川の利用の実況並びに河川環境の保全を考慮し、また、鱒ヶ沢町の総合開発計画等諸計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

中村川沿川の災害発生の防止又は洪水被害の軽減に関しては、概ね30年に1回程度の確率により発生する規模の洪水について、安全な流下を図るものとする。さらに、整備段階あるいは計画規模を上回る洪水に対して、町の有線放送と連携した情報伝達体制の整備等、ソフト面の充実に努める。

河川水の利用に関しては、既得のかんがい用水を確保するとともに、動植物の生息・生育環境の保全等、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保するよう努める。河川環境の整備と保全に関しては、上流山間部から中流蛇行部に続く現状の豊かな景観と動植物の多様な生息・生育環境の確保・保全に努め、河口部においては、地域住民が水辺に親しめるような空間を確保する。また、中村川のもつ原風景と美しい河川景観を保全するよう配慮するとともに、地域住民との連携により、現在の良好な水環境の保全に努めるものとする。

河川の維持管理に関しては、洪水調節施設、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能を発揮できるよう維持する。また、地域の人々にとって最も身近な親水空間である中村川を守り育てていくために、河川愛護の浸透並びに住民参加による河川清掃などの河川管理を推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、流域の状況及び県内他河川の計画規模とのバランスを総合的に考慮して、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水とする。

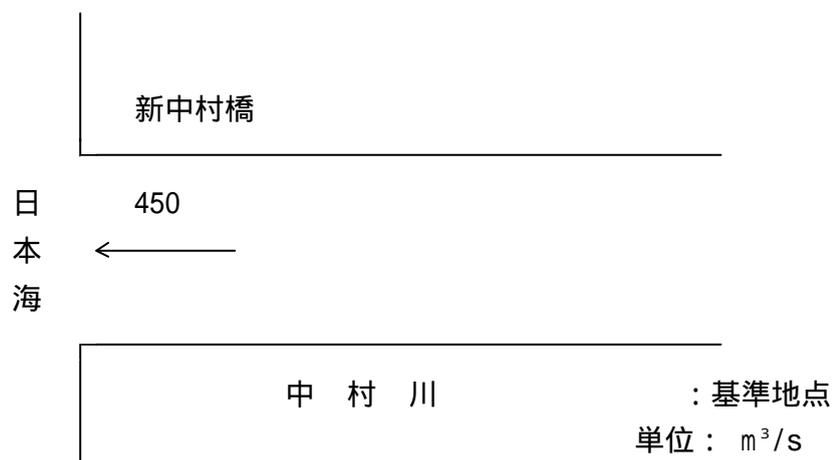
中村川の基本高水のピーク流量は、昭和33年8月洪水、昭和35年8月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点新中村橋において $700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $250\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $450\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
中村川	新中村橋	700	250	450

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

中村川における計画高水流量は、河口付近の新中村橋地点において $450\text{m}^3/\text{s}$ とする。



中村川 計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
中村川	新中村橋	1.2	+ 3.22	50

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

中村川本川における既得水利としては、かんがい面積約306ha、取水量約0.96m³/sの農業水利と、発電用水として最大5.70m³/sの許可水利がある。

これに対して、間木地点における過去10年間（平成2年～平成11年）の平均濁水流量は0.84m³/s、平均低水流量は3.16m³/sである。

間木地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護等を考慮して、概ね0.90m³/sとする。

なお、当該水量は間木地点下流の水利使用の変更に伴い増減するものである。

(参考図) 中村川水系図

